

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第8条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原権者（委任先）：山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業等適正化法第31条の22（特定遊興飲食店営業の許可） ・ 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条（第4項を除く。）（特定遊興飲食店営業の許可の基準） ・ 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第7条第1項（特定遊興飲食店営業の相続の承認） ・ 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第7条の2第1項（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認） ・ 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第7条の3第1項（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認）
<p>処 分 基 準：</p> <p>風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復をしようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第31条の23において準用する第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：